

近世における瞽女の生活論序説

社会学科 原 田 信 一

第一節 本研究の意図

本稿の標題として掲げた論調の主たる論点は、近世における瞽女の生活に関する諸問題に触れる点にある。その際、中心的に使用した史料は、これまで、ややもすると各地方において、歴史的史料としては埒外に置かれていたかもしれない史料であったり、今日まで、埋もれていたとも思われる郷土誌などの中から、掘り起こした史実などを軸として文構成を試みた。さらには、関連のある諸々の著書類などから、本稿に必要とする様態などを捉えて考察と解析を試み、必要部分を参酌させていただいている。

さて、戦後に上梓されてきた種々なる郷土誌の中からその一部分を繙き、文面を管見し、渉獵してみただけでも、そこには意外にも、予想以上に瞽女などに関する記述が随所に掲載されていることがわかった。

しかもそれらの掲載論文には異口同音、当時の瞽女の存在が、地域庶民ときわめて密接に関係しており、不可分の立場にあったことが十分に伺える記述があり、また、それらの実態を、それぞれの地方在住の各先学者らの手によって郷土誌を通じた記述があり、さらにそれらは、かれらのもつ独自性と正確なる地域の土俗性のある実態が滲み出ている、その状況を赤裸々に記述されていることも窺知できたのである。

なかでも、とくに刮目すべき点は、その時代における瞽女らの多岐に亙る行動（芸能伝播・呪術的宗教・情報提供等）など、身近で、きわめてリアルな問題探究の足跡が明確化されている。言うまでもなくそこには、各地域における

先学者等による研究に対する真摯な姿勢と、それらから生まれる斬新な史実が包含されておられ、また、深奥な史実の内容であることも十分に窺わせるものがあつた。

しかし、その反面、そうした貴重で価値ある史料の殆どが、郷土誌（小雑誌に特集号などとして発刊されているものを多くみかける）の中に小論文集として無造作に収められており、雑纂したものを多く見かける。そのように希少な史料としての内容を内蔵し、貴重な価値を把持した郷土誌であっても、小さなコミニティーにおいて編纂されたということもあってか、その後、短期間で、しかも、地方のごく限られた一部の人達の目に止まるのみで、時の経過とともに何時しか消え去ってしまっていることも耳にする。

上述のことに加えて、さらに残念なことは、今日、各地方の研究者等によって新史実を真摯に獲得され、かつ、丹念に纏められた郷土誌などによつた成果を、そのままに放置しているものも少なくないばかりか、それらを他の史実などと融合化をはかつたり、合冊化したり、さらには時代別に整合化し直すなどして、広い視座からの総合的な全体像としてまとめあげた史料などは今日まで皆無に等しい状態にあるとも言われている（但し、歴史博物館や民俗博物館などで定期的に発刊している研究誌類などについてはその限りではない）。

そうした様相から見ても、今日までみられる集大成化されたとする多くの歴史書には、古代以来、今日までに至る歴史の足跡に片寄つた面に留まる記述の域を出ていないと受け取られても仕方がないかもしれない。すなわち、近世における当時の庶民（賤民たちも含める）たちの生活実態を網羅的に広く、そして、深部に互る究明と総合化を些か欠落したまま歩んできていて、寧ろ、そこには士・農・工・商などの中でもごくかぎられた特定の人物（例、善悪に関係なく英雄視された人物などを通じた足跡や動向）や幕府執政の動きや藩主ならびに町人などの華美なる生活そして、芸能文化などなどのごく限られた皮相面だけの史実の内容に限られており、ややもすると、それら以外の事象が意図的に避けて通つてきた向きも推測できるのである。

たとえば、本拙稿の標題でもあり、探究をすすめる対象でもある瞽女をふく

む障害者と呼ばれる人々の実体は、周囲からの誤解や偏見なども含めて、現在までに至る長期間、その時代の底流に埋没されたままの状態に置かれており、近世における障害者等の真の生活の実相を的確に把握されず、理解されぬままに歴史を刻み続けてきたものとも受け止められる。そのことは、本来の“歴史はすべての民の歩み”の本筋から外れることになるといえよう。

そうした行為がもしも真実であるとするならば、それらが、結果的には歴史の流れの其処此処に、幾つもの空洞化を齎しつつ歴史の足跡を刻み続けてきたことになるのかもしれないのである。

勿論、上述してきたような、歴史足跡の空洞化部分への学術的補完史料が断片的ではあるが、決して皆無であったというわけではない。その数においては、必ずしも多量とは言いがたいが、その中のごく一部の先学者らによる著書類・史実書等を概観しただけでも、そこには生き生きとした近世庶民の生活の実態や当時の近世時代に生き、知識人らが把持したとおもわれる思想・行動等を、歴大なる史料解析などを施こした後、その真実を記述されているものはある⁽¹⁾。

ところで、近世において、広く賤民（江戸期においては、座頭、瞽女等も含まれていた）として位置づけられていた人々の数は⁽²⁾、江戸期の総人口中に占める割合が、極めて多かったことも、既に明確化していることを考え合わせると、当時の庶民生活の実態を正しく総体として把握しようとする時、当時の彼等の生活実態そのものを抜きにしては、時代の総体的実態と歴史的眞実の把握は不可能に近いものになるであろうし、もしも、それが現状のままで、正規の歴史書として現存し続けるとすれば、それは未完の歴史書としてしか存続し得ていないと言えるかもしれない。

客観的歴史書としての完璧を期するためには、過去に取り残し、埋没してきた彼等賤民として位置づけられた人々の正確な実相の足跡を、改めて掘鑿しなおすことは避けては通れないことになるのではないだろうかとも思料する。

そうして得た史料からの新たな実相を、従来までの歴史書に附加することによって、はじめて、そこに正確に完成した総体としての眞の歴史像がみられるものと愚考する。

そこで、本拙稿が探究を試みようとする研究の意図と目途は、まさにその点にあるのであるが、しかし一方、筆者のあまりにも微力な力量のために、そのごく一部分で、不十分な内容に止まるに過ぎないであろうが、過去の歴史の空洞部分のごく僅少部分に過ぎない補完的役割を果たせたらとも考え探究をすすめようとするものである。

第二節 瞽女の語源にかんする諸解説

筆者は、もともと瞽女に関する知識は皆無に近いと言ってよい。従って、前節においても述べているように、本拙稿が各学術論文をはじめとして、とくに種々なる郷土誌などにみられる記述等から精選し、それらの中から適切とかがえた史実を求め、参酌しつつ構文化したことを予めお断りしておかねばならない。

文政13年(1830年)の喜多村信郎著『嬉遊笑覧』巻六上の自序の部分に“盲女”と“ごぜ”についての記述がある。それによると、まず、“盲女”についてはつぎのように記されている。

盲女は「甘露寺職人歌合」に、琵琶法師と女盲と番(つが)ひたり。其絵、髪をさげ、眉作りたる盲女、赤き衣きて上に白き衣打ちかけたるが、鼓打て歌うたふさまなり。絵の旁に、宇多天皇に十一代の後胤いとうが嫡子にかはづの三郎とて、と詞書あり。「曾我物語」などうたへるにや。

其歌及び判詞に、大鼓かしら打といふ事あれば、舞まひの類なるべし。舞まひは此「職人尽」の内、曲舞まひ・白拍子と番ひてあり。ことに盲女は舞ふべくもあらず。但大かしらは鼓を打故なり。「謡曲外百番」小林と云曲あり。ごぜども八はたに詣て、内野合戦山名が臣下小林の上野介がことをうたふ処に、惣じてごぜ達の謡には、女御・更衣・帝王の御事をも、謡に作てうたふは習ひ云々。これ「職人尽」の女盲と同じものとみゆ。

そしてさらに、郷土誌「多摩地方の民俗芸能」⁽³⁾の中に、“ごぜ”についてはつぎのように記されている。

今女盲をごぜといふ。もと御前は貴人の辺なり。故に人をうやまひていふ詞なり。物語・草子などに多く見えたり。おまへたちといふは、御前に侍る人をいふなり。

今も音にて呼びながら、ごぜんといへば重き詞なり。物語などに、殿は男を申し、(中略)お前といふは女を申すならひなり。(中略)盲女もやむごとなきおまへに侍るより、ごぜとはいひ習へるにや。

又は瞽女の音などにや。「落穂集」に、我等若年の頃迄は、躍子杯と申者は、縦令いか程高給を以て召拘(抱)申度と有之候ても、御当地町中には一人もなく、三味線と申物をば、盲目の女より外には、ひき不申事の様子に有之云々。去に依て、其節は大名衆奥方には、瞽女と名付たる盲女を二人三人も拘置、お慰など、有之節は、三味線を鳴し、小歌やうのものも諷ひ、座興を催申事に有之候。当時は件のごぜ杯と申者沙汰もなく、躍子・三味線ひき計りの様に罷成候は、元禄之始巳来の義にても可有之卷哉とあり。「人倫訓蒙図彙」に、女盲が男に三味線教る所をかけり。その条に、御前は光孝天皇の御子雨夜の前にはじまるといふ説あり。是もれきれきのおくがたへも出入、又はいとけなき娘子に琴・三味線を教へ侍れば、身持きやしやにありたきものとなりといへり。

此草子には、座頭の条には雨夜の御子の事はなく、却てこの処に雨夜の前と女御子としたるもをかし。

と記述されている。

さらに、金山正好氏の引用⁽⁴⁾を参酌すると、

文明本『節用集』に、「御前→ゴゼ→女盲目」とあり、瞽女の瞽は両瞼が閉じて開かない盲目のこと。とあり、江戸時代は、正徳二年(1712年)の自叙のある寺島良安の『倭漢三歳図会』巻10の<瞽女>の条には、琴を奏する図を掲

げ、「盲女、俗に五是と云う。瞽女の字音の訛呼なり。△按ずるに、瞽女は即ち盲女なり。箏・三弦を鼓し、曲を歌って以って女子の姆（女教師）と為り、或いは酒宴に列す。凡そ箏の三曲伝授を以って規模と為す」（原漢文）と記されている。

また、谷川士清（1709年～1776年）の『倭訓栞』中編卷八には、「ごせ（傍点筆者）→瞽女の転訛せるにや。或説に、御前也、常盤御前・静御前の称に比せり。瞽者を座頭とひ、瞽女を御前といふは、美号をもて憐む也といへり」と、述べている。

そして、村田了阿（1772年～1843年）の編輯と記されている『俚言集覽』巻中には、〈御前〉と〈ごせ（傍点筆者）〉とを別項とし、「御前→前音ぜ。高貴の人を御前と云、又婦人を某御前と云。夫より転じて盲女を盲御前と云、又省いて御前とばかり云」「ごせ→目しひ女をごせといふハ、盲御前といひしを略して御世とばかりいひしなるべし。姫御前のゴゼに同じ。ごぜ也」と解している。岐阜地方で〈ごぜ〉を〈こじょ〉というのは瞽女の字音のままである。とも記されている。

また、金山正好氏の史料によれば、江戸時代になると、一般的には貴女人を〈ごぜ〉、女盲を〈ごせ〉と違って区別する風もあったが、一般に双方とも〈ごぜ〉と称し、楽器も三味線が主流となり、宴会に招かれたり、あるいは人に教えていたらしい。しかし、次第に下落して江戸時代中期以降は、地方の旅芸人・門付けに化したようである（金山正好「多摩の文化財」より引用）。

第三節 上川円福寺所蔵“瞽女縁起及式目”全文

また、金山正好氏による上述著中に、上川円福寺所蔵の“瞽女縁起及式目”

全文が掲載されている。それによると、前段部分に、金欄表紙付、竪二十一行、長さ約五〇〇行（但し巻末若干は虫害のため未検）の小型の卷子本であると述べ、本紙には虫蝕が多いが判読不可能の箇所は少ない、本文は変体仮名を含む平仮名混りの和文、文字は全編一筆で、最後の伝授のあった寛政五年（1793年）の筆写と思われると紹介し、さらに、円福寺本の内容の概略をつぎのようにまとめている⁽⁵⁾。

前半の部分では瞽女の縁起と後半の式目とに別れており、そのうち縁起には、瞽女は嵯峨天皇の皇女に発し、これに妙観・柏・播磨・下野御前・近江の五派、中老・一老の階級があること、守護神・信心心得等を記し、式目は仲間頭の選出、相互の呼び方、反則者・師匠替の処置、報酬の受け方等に関する規定九条から成る。終わりに守護神の名を列ね、芸能に精進すべきことを特記している。

この円福寺本の価値についても述べているが、他の同種の巻物と比較して判断をすべきとし、斎藤真一氏の『瞽女―盲目の旅芸人』と『越谷市史』とに掲載されている二種に過ぎず、しかし、それは縁起の部分のみであるとも述べている。

円福寺本の記年については二箇所であり、一は“縁起”部分の末にあり、延享三年（一七四六年）二月、武蔵国忍領から川越の播磨派に伝えたことを記し、他は巻末にあって、明和三年（一七六六年）武蔵足立郡鳩ヶ谷宿のさや所持、天明二年（一七八二年）武蔵榛沢郡大塚村くくに授与、寛政五年（一七九三年）七月、足立郡大宮宿おつれに授与とある。

瞽女縁起及式目 全文（書写）⁽⁶⁾

謹ておもん見るに、人皇五十二代嵯峨天皇第四の宮女、官にて相模の姫君、瞽女一派の元祖とならせ給ふ事、忝も、

下賀茂明神、末世の盲人を不便に思召、忝も尊の御腹にやとらせ給ひ、仮に胎内より御目しいて御誕生ましまし、父大王・母后、神社・仏閣に御所誓雖有之、元来、大願成就の種なれば、更に其甲斐あらず。相模姫君、七歳の時、夢

中に紀伊国那智山如意輪観音、御枕に立せ給ひ、君は末世の女人盲人の司とならせ給ふへき、下賀茂王家て渡らせ給ふ。諸芸を元として、世渡りを民間、營給に下りふべし。則官をさつけんと徳により、則五派を定め、明官・かしハ派々に分け、播磨派弟子五人、是より則官として、諸芸をはけむへしと、既に御夢覚させ、父母え御物語。父帝・母みこと、難有徳ありとて、則撰家の内、ミやうくわん派・柏派武人の御弟子一条の姫君、播磨の国府より国司の御子、下野の城主ごぜん派と定る事、なを近江の国城主の姫君、おミの派と申すなり。五人御弟子、渴仰の友として、琴かなて、歌芸其徳に開ケ、拾五年を経て、中老と号ス官禄有之。尤初心にて弟子取事、内証にして、修行に出ぬ前なれハ不苦。但シ中老より弟子諸共に修行に出る事、嵯峨の天皇の御定メ、院宣の徳なり。其徳により、武拾七年を経て、一老官と号すなり。但し瞽女官に入れば、賤き家に行ず、武者・百姓・町人は売々によるへきなり。寺・修験・門徒・神主、是等へは出入へきなり、若作法背もの有之は、髪を切り、竹杖を預ケ、其科の品により、所を追払、或は拾里、武拾里以外え追払へき事なり。但シ反立すんば、頭教の捌を得、おさむへしと、云々。

- 一 信心の本尊、如意輪観世音は妙音菩薩にて渡らせ給ふ故なり。信心の徳、妙音菩薩・弁財天女・下賀茂大明神、常に祈るへきなり。世渡の守護神にて渡らせ給ふ。疎に心得なば、立所に御罰を蒙るへき事なり。
- 一 世渡りは武士所之庄屋・在家に至事、嵯峨天皇の勅定にて、祝儀寺院わたまし下され候て、日本修行御恩の徳なり。全く檀家の恩にあらず。故に謹へきなり、尊へきなり。難有御恩徳可しんしんすと云々。依之院宣の巻物、如件。

延 享 三 丙 寅 年

二 月 中 旬 書 写 之

武 州 忍 領 ヲリ

川 越 播 磨 派 エ 伝 之

者 也

式目之事⁽⁷⁾

- 一 仲間惣頭、一老官四拾年にして、頂とすへし。尤一派之内、年高無之候ハヽ、四拾年に足らすとも、可相定之。尤頭たるへき身、一派の願を以、吟味有之時は、一派の一老を集メ、捌致へき事なり。あやまって壺人にて取捌は下、あやうき事、慈悲の道不実成ときは、大祖の諸願成就ならずと、心得へき事なり。
- 一 一老より中老はお文字にて呼へき事。尤初心えハ价名にて呼へき事。中老より初心えハお文字ニて呼へきこと。
- 一 中間にて不行跡有之候て、年落の罪有之候ハヽ、五年・七年・拾年、其科の品を捌き、右之年に取立へき事なり。
- 一 派を背、他派え師を取り候ハヽ、右之元師匠え帰り候とも、年数けづり、帰る年より□数とすべき事なり。
- 一 弟子取り、後日に定すして、師を極め候者之事、先約処へ相返し、頼を以、時の宜に随ひ、もらい請へき事。□い其壺人を捨置候ハヽ、賀茂大明神の神罰可有之事なり。
- 一 嵯峨天皇、渡世能の三文字改め、渡世かせくと御定め□。
- 一 隙取て、年貢月数を以、鏝壺貫弐百文、五派の年貢勅定を以て御定め□事。
- 一 師匠終り、年かるき者共、其組にて、拾年同宿極め、年積り候ハヽ、右之師の跡を□へし。他派の弟子たりとも、其組□方なる時は、慈悲を以、□立可申事なり。
- 一 在之庄屋に一宿并かせきの事、穀ちり・里分の余りを以、これを請へき事。わたくしの事にあらず。忝も嵯峨天皇の勅定にて、これをきわめおわんぬ。

上表書の通り、諸法度相背申間舗候。尤脇ニて、
年をこし、家に帰らす候ハヽ、半年のかせきを留へ

き事、相模の姫君、五派の弟子に是を伝置るなり。
此旨背問敷候。 己上。

恩縁式祿（縁起式目）終

上本書、文字・仮名ともに、誤る事も有へし。又々
書違ひ等も有へきなれとも、巻物を重もんし、唯其
儘に書写置く。

第四節 瞽女の地域社会への芸能文化の伝播

1. 仲間組織体と集団行動

種々なる郷土誌の近世史料によると、当時、盲目である瞽女たちの殆どが、
瞽女等グループによる独自の仲間集団を形成し、行動していたことが明白化し
ている。

高柳金芳氏は、瞽女仲間の組織について次のように述べている⁽⁸⁾。

集団により各地を巡業した瞽女には、当道（男の盲人）のような全国的の組
織ではなかったが、地区ごとの仲間組織を持っていた。瞽女はこの組織に拠っ
て活動していた。

瞽女仲間の結合の単位は、芸の伝授による師匠と弟子の関係に始まった。弟
子の数により、二人世帯・三人世帯・五人世帯となり、多いところでは十人に
近い大世帯もあった。これには師匠と弟子の他に、その弟子のまた弟子、いわ
ゆる孫弟子を含む場合もあった。弟子の数の多寡は、師匠の縄張りの広狭によ
り、収入の多少にも関連する重要なことであったといわれている。

なお、普通は、修業が終わり一人前になると、師匠の許から離れ独立し、そ
こを根拠にして弟子を取ることになっている。

こうした縦の繋がりと共に、師匠同士の横の繋がりも生まれ、何軒かが集まって組を作り、瞽女の巡行はこの組を単位に集団行動をとったのである。

さらに数組が集まって、その地方（主として国を単位として）の仲間を組織した。この地方組織を、土地により座といった。この地方の仲間あるいは座を統率するために頭（かしら）・座本（ざもと）というものを置いた。頭・座本は四十年以上の修行を積んだ古参者で、品行端正、仲間の亀鑑となるべき者が選ばれるのである。



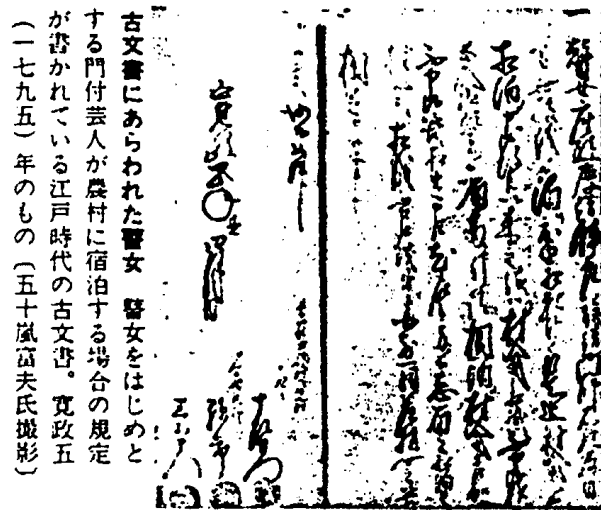
三人一組で歩く瞽女〔和国百女〕

2. 瞽女の巡回業の実態と娯楽文化の伝播

瞽女たちの大部分が、それぞれに三味線を携えて遊行芸人として諸方を巡り、段物や口説を語ったり、民謡やはやり唄を歌って庶民たちに提供していたと伝えられている。当時の江戸期においては、庶民たちにとって、今日のように現代社会で見られるような娯楽らしい娯楽が無かった時代でもあったし、なかでも、農村などにおいては農民たちが、日々、牛馬のごとく身体をこき使い、働き詰めの中で楽しみには余程、縁のなかった村民たちにとっては、瞽女たちの到来を早くから鶴首し、一村挙げての歓迎によって瞽女たちを迎え、挙って楽しみ、瞽女たちの歌う地方の唄や悲しい口説の唄に涙をながして聞き入った様

子も記述されており、同時に、他の町村の出来事などが語られると、村民たちは耳を傾けて聞いていたと思われる。

また、村人たちは、彼女たちに瞽女宿を提供するばかりか、その止宿雑用費まで村費で賄う処置をとっていたのである（第一表～第七表参照）。この点については、幕府側においても鷹揚にみていたようである。こうして、瞽女たちが、各地において芸能文化に大きな影響を齎していったことは言うまでも無い。



古文書にあらわれた瞽女 瞽女をはじめとする門付芸人が農家に宿泊する場合の規定が書かれている江戸時代の古文書。寛政五（一七九五）年のもの（五十嵐富夫氏撮影）

注. 高柳金芳著「江戸の大道芸」148ページより掲載。

福島邦夫氏によると、瞽女たちの多くは、男子禁制の仲間をつくり、厳しい戒律の下で年季修業をした。七、八歳の頃から三味線の手習いの年季の明けるまでに、長岡瞽女の場合、二十一年もかかったという。「葛の葉の子別れ」や「小栗判官」、「八百屋お七」、「鈴木主水」、そして「石童丸」など祭文松坂とよばれる長編の語り物（段物）やはやり歌などを、宿泊をさせてもらった農家をはじめ寺社境内そして門口などで唄い、娯楽の少なかった人々の暮らしを慰めて来たのである⁽⁹⁾。

瞽女たちは、一箇所にとまらず、村々を訪れて、各家々の門に立ち門付芸を行い銭金を請うている。また、段物などは、村人たちの願望によりあらかじめ決められた瞽女宿という比較的大きな農家などに、二晩も三晩も泊まり込んで続けられ、彼女たちの歌う瞽女唄を進んでその歌を修得して、あらゆる機会に

発表し合ったとも言われている。

また、若干ではあるが瞽女たちの体得している芸の希少性については、先述してきているが、ここで再度、高柳氏による論述から参酌してみる。それは、氏が江戸初期から元禄年間（1688－1704）にいたるまで瞽女が大変に重宝がられた実態を、大道寺友山の『落穂集』巻十の「躍児（おどりこー芸妓の前身）の事」の項から引用され、解説されたものである¹⁰⁰。

我らなど若者の此れまでの義は、おどり子など申すものは、たとへいかほどの高給を以て召抱申し度くとこれ有候とも、御当地（江戸）の町中には一人もこれ無く、三味線と申す物をば、盲目の女より外にはひき申さざる事の様にこれ有り、たまさかにも目あき女中などに三味線をならわし覚へ候ものこれ有り候へば、世に珍しき事の様に申触れ候。

これに依て、其節大名衆の奥方には瞽女と名付盲女を二人も三人も抱え置れ、御歴々事などこれ有る節は、三味線をならし、小歌やうの物をも謡ひ、座興を催し申す如くこれ有り候。

当時の義は件のごぜなど申す義は、沙汰にも承わらず。野も山もおどり子三味線ひき計のごとく罷成候は、元禄年中以来の義にてもこれ有り候哉…

後に躍児（芸妓の前身）が現われると、三、四十年のうちに都市に定着した一部の瞽女に代って女芸人が中心となっていった。このように瞽女たちの行っていた事象から推測できることは、当時としては三味線・鼓・箏などを演ずる技芸は、巷において普遍化されておらずきわめて希少価値の高かった楽器類を通して、瞽女は、世間一般の人々に対する娯楽文化の提供者として貢献をしているのである。そして、それがたとえ短期間の活動であったにせよ、彼女らが芸能文化普及のフロンテアとして尽くした功績は、永遠に歴史に刻まれなければならないであろう。

さらに、ここでまた、継続して高柳金芳氏の史料を参酌させていただき続けよう¹⁰¹。

元禄年間、寺島良安の『和漢三才図会』には次のように瞽女について書かれている。

鼓 箏三弦、歌 曲以為 女子之姆 或
列 干酒宴。凡以 箏之三曲伝授、為 規模

つまり、瞽女たちは、富豪の子女らにも箏・三弦を教授するか、酒宴において三曲を伝授している。

また、瞽女が、江戸城大奥や諸大名の奥向きに出入りしていたことについては、上述してきているが、そのような彼女らの行動と“瞽女”と言う語源の相関性についてここで多少なりとも整理をしておきたい。

享保六年（1721）制定の「女中条目」¹²中の「長局へ出入候ごぜは、二人ときめおき申すべき事」の規定で進められているが、この行為が瞽女のみならず許された特権があった背景には、大奥や大名奥向きが男子禁制の場であったことに加えて、その時代にあっては瞽女らのもつ音曲を奏でる技術への評価とその希少性が内在していたことがその要因であることと理解はできる。それと「瞽女」という呼称の語源との関連について嬉遊笑覧に、「もと御前は貴人の辺りの意なり。御まえたちといふは、貴人の御前に侍る人をいう」とある。まさにその言葉は“瞽女”の語源と彼女たちの平素の行動と符号する。つまり、瞽女は、常時、貴人らの辺りに居て、鼓・箏・三弦などを通して音曲を教授していたからである。

それらを土台にして考えれば、「御前（ごぜ）」が転化したものとも解釈できそうである。

第五節 瞽女と宗教性

宮仕え瞽女とは異なる一般の瞽女の巡回には、領内を回る地元まわりと他藩にまで出る名主まわりとがあった。そして、盆と正月以外はほとんど旅先で暮

らしたと高柳氏は記述している⁽¹³⁾。

なかでも、名主回りのように広域の範囲に互って巡回をくりかえし、各地の寺社境内、豪農の屋敷あるいは各家々の門口などで瞽女歌（段物・口説・門付）を謡った。ときには、万歳と呼ぶ掛合物や余興として常磐津・清元・義太夫などのさわりから新内・端唄それらに加えて各地の民謡・流行歌なども演じている。そして瞽女たちは、都市から農村へ、農村から都市へと演奏を続け、そこには、芸能文化の伝播者として活動している。さらに、瞽女たちは、都市における出来事や町民生活の実態情報なども農村に伝達する橋梁的役割を果たしていたのである。

鈴木昭英氏によると、かつて中世においては、盲女は鼓を打って曾我物語を語り、また神仏の靈験譚、本地譚を説いたが、近世にはいると城下町を中心として定着し、地域的なまとまりのある自治集団を形成、諸藩でも保護の手を差し延べたので、瞽女の芸道は大いに発展することとなると述べておられる⁽¹⁴⁾。

それでは瞽女たちは、一体、いつごろから遊行芸人として諸方を巡り歩き、多くの近世の庶民の心的生活に潤いを持たし続けたのであろうか。

室町末期の「七十一番職人歌合」には、その検証と目される絵、すなわち、“盲御前として鼓を持つ姿”が、すでに、描かれているのである。



また、上述の鈴木氏をはじめ福島邦夫氏、長岡克衛氏等は、新潟県の高田、長岡、長野県小県郡東部町祢津地区などにおける瞽女に関する克明な史料に基づいて記述されており、江戸においても、多摩地区八王子檜原そして、一之江新田、笹ヶ崎村（現在の葛飾区ならびに江戸川区界隈）などで、瞽女たちが活動した実態を、各郷土の史料として郷土誌上に記載されている。そこで、次にそれらの史料等を参考にしつつ記述していきたい。

瞽女は、一般的には越後の高田や長岡などの瞽女がよく知られているが、江戸、駿河、甲斐そして信州飯田瞽女やその他各地に散在している。

鈴木昭英氏の上梓された論文「瞽女の宗教性」（『宗教民俗研究』）創刊号の内容をもとにしてすすめたい⁶⁵。

氏の長岡瞽女への聞き取り調査をすすめる過程において、「芸人瞽女の身辺には、多彩な民間信仰が付着していることがわかった」と、記述されている。その論拠は、瞽女を迎え入れた側の人たちの間に、瞽女に対する信仰上の多様な期待が寄せられていたということであった。即ち、瞽女は歌芸を表看板として見返りに報酬を求める単なる物乞いに観られがちであったが、その一方で、人々に幸いをもたらす聖なる来訪者と意識され、丁重に扱われている側面のあることを知ったと述べられている。そして鈴木氏は、瞽女と同じ盲目女同志である盲目巫女（Shaman）との、宗教的な機能の有無については、乖離の関係にあり、特に、近世に入ってから瞽女に宗教的な機能を有したという形跡は認められぬ（柳田国男監修『民俗学辞典』（昭和26）「ごぜ」の項）し、その事象については未だ的確なる資料がないと言われている。氏は、長岡瞽女以外にも、刈羽瞽女、高田瞽女、土底瞽女などの瞽女生存者からも民間信仰の諸相を聞くことができたと、述べられている（鈴木昭英・『瞽女の民間信仰』昭和47年度日本民俗学会発表）。

さらに、鈴木氏は、信州飯田瞽女調査のおり、上述の問題について、信州飯田瞽女の生き証人（伊藤フサエさん）の方から、貴重なる実情や軌跡などの聞き取りが適いその記述をされている。それらを範としながら、この探求を続行する。

さて、鈴木氏は瞽女に対する庶民信仰の主要部分を次の二つを骨子として挙げている。(1) 人間の生命の誕生と安全・保護に関する信仰。(2) 生業・生産物の種の孵化・発芽と育成に関する信仰。そして、このような宗教性の持主は、ただ単に越後・江戸・駿河・甲斐などの瞽女に止まらず飯田瞽女の場合にもこれは、当てはまると述べている。まず、

(1) に関する現実場面として、飯田瞽女にも越後瞽女にも子安信仰（安産信仰）と治病信仰とがあり、その中の安産信仰では、お産する人が瞽女の旅回りで使った三味線の糸をもらい、腰に付けたり腹帯に付けておくと、お産が軽くなると言われて実行する人が少なからずあった。なお越後では、お産を軽くするため、妊婦が三味線の糸切れを細かく砕いたり、煎じて飲むようなこともした。

子育て信仰では、瞽女の所へ赤ん坊を抱いて来ては「死なないで丈夫に育つように頭をなでてくれ」とか「丈夫に育つから抱いてくれ」などと言うひとがあり、「丈夫に育ちますように」と言って拝んでおく。それだけで納得して帰るといふ。

治病信仰では、長患いで寝込んでいる者や熱のある者などは、瞽女唄を聞くと治ると言われ、また、身体の部分的な病気や傷には、瞽女の三味線糸や杖が使われた。伊那地方で、身体に痛いところがあったり、背中が痛くて仕方がないなどと言う人が瞽女の持つ杖でそこを撫でることを所望したという。また、瞽女の来訪は縁起がよいと、病気がちの家で特に歓迎した。「家内中弱だったが、お前ら泊まってくれたんで、みなマメになった」と喜ぶ家々があった。

(2) に関する現実場面として、きわめて深刻な問題がある。それは、養蚕信仰であり、とくに、養蚕業家（当時の農家では、養蚕業が生計を維持するための支えでもあった）にとっては、その安全と蚕繭の増産を願うものであった。越後瞽女は広範囲な旅回りをしたが、最も足しげく訪問したのが、長野・群馬・栃木・福島・山形などの養蚕県であった。温かく迎えられ、収入も上がり、宿を取るにも苦労はしなかった。伊那地方は養蚕業のきわめて盛んな土地であり、飯田瞽女が檀那場で蚕を飼っている家に行くと、目棚の中で歌ってくれと

よく言われる。蚕が喜び、元気になるという。切れた三味線の糸を瞽女からもらって、目棚にくくりつけておく家があり、瞽女の行く先々で頼まれるので、使い古しの糸がなくなり、新しい糸を切って与える場合もある。また、瞽女が来て泊まってくれると蚕が当たる、縁起が良いと喜ぶ農家もあった。逆に、去年泊まってくれなかったので蚕が腐ってしまったと嘆く人もあった。また、瞽女が稼業でもらって集めた米は蚕によいと言われ、家の米と交換してもらい、その米を粉に挽いて繭玉団子を作り、家で祀っているコダマ様にあげる家もあったとも伝えられている。

こうした縁起かつぎやお守りのまじないごとから一步踏み込んだ“拝み”を、瞽女らに依頼する人が多く示現するようになっていった。瞽女らもまたそれに応えた。

そして、蚕が孵化する時分に行くと、この種に拝んでくれと言う人がある。また孵化した毛蚕を掃き立てる直前や直後に行くと、目棚のところに来て拝んでくれという。「謹請目覚しの御祓」、「天つ祝詞」、「コダマ様の祝詞」を上げて拝み、「弁天様の御経」と心経を瞽女は読んであげるのである⁶⁰。

上述してきたように、本来、芸人瞽女であったはずの信州飯田瞽女等が、庶民たちの要請に応えざるを得なかったとはいえ、何時しか芸人瞽女と宗教者兼業へと変身した現象振りを考えてみると、そこには種々なる考えが思い浮かぶであろうが瞽女たちが、長年に互って艱難辛苦の末に信仰の対象者たりうる神格的とも言える素地が何時しか形成され、加えて無垢で、農民たちの願いを純粹に受け止め、一意専心して農民たちのその要請に応えようとする姿に一層、農民たちの心をとらえることとなり、庶民信仰の主格者としての位置づけが強まっていったのではなかろうか。

〔第一表〕 一之江新田 村費による贅女泊り雑用費表 (年代順)

西曆	年号	泊り雑用費	人数	一人当りの費用	番整理	備考
一八〇〇	寛政12	米六斗		一株二付	1	「贅女扶持三而村方三而割合申候」とある。
一八二七	文化14	錢 八・〇〇〇 <small>眞文</small>		錢 五七二 <small>文</small>	2	喜右衛門、茂左衛門方へ宿泊。
一八二六	文政9	〃 六〇〇	二三人	〃 五〇	4	田島図書(喜右衛門)方へ宿泊。
一八三三	天保6		二五人		5	田島喜右衛門方へ宿泊。
一八三八	天保9		三三人 <small>五分</small>		6	喜右衛門方へ宿泊。
一八四三	天保14	錢 六・八〇四	四五・五	錢 一四八 <small>文</small> (二四八・二五〇)	7	この年から各家へ分れて宿泊。 喜右衛門ほか十三家へ宿泊。
一八四四	天保15		三二・五	〃	8	泊り順番を記す。喜右衛門ほか十一家へ宿泊。
一八四七	弘化4	錢 八・五四八	(五七・五)	〃 文 (二四九・九)	9	各家への宿泊の割当分が記されている。 喜右衛門ほか十二家へ宿泊。
一八四八	嘉永1	〃 八・六四四			12	
一八四九	嘉永2	〃 三・二四八			13	
一八五二	嘉永4	〃 五・二〇〇			23	
一八五二	嘉永5	〃 六・四〇〇			26	
一八五三	嘉永6	〃 七・二〇〇		文 文 (二四九・一五〇)	28	喜右衛門ほか十一家へ宿泊。
一八五四	安政1	〃 八・七〇〇			34	
一八五六	安政3	錢 九・五〇〇 <small>眞文</small>			43	
一八五七	安政4	〃 九・五二六			44	
一八五八	安政5	〃 七・〇〇〇	七〇人	〃 一〇〇 <small>文</small>	48	
一八五九	安政6	〃 六・五〇〇	六五人	〃 一〇〇 <small>文</small>	55	
一八六〇	万延1	〃 七・七七二	六一・五分	〃 二六 <small>文</small>	61	万延二年一月の記録なので万延元年の頃に記す。喜右衛門ほか十二家へ宿泊。
一八六一	文久1	〃 二・三〇〇	二三人	〃 一〇〇 <small>文</small>	63	喜右衛門ほか十一家へ宿泊。
一八六二	文久2	〃(四・五七二) 七・二〇〇	三〇・五	〃(二四九・九)	69 70	(七七)と(七八)との金額がちがっている。 喜右衛門ほか十一家へ宿泊。
一八六三	文久3	〃(四・七二四) 八・二〇〇	三二・五	〃(二四九・九)	75 76	(八四)と(八三)との金額がちがっている。 喜右衛門ほか十一家へ宿泊。
一八六四	元治1	〃 八・六〇〇			77	
一八六五	慶応1	〃 一・四〇〇			82	
一八六八	明治1	〃 六・〇〇〇			92	
一八六九	明治2	〃 五・六〇〇			97	
一八七〇	明治3	〃 五・六〇〇	七二	錢 八〇〇 <small>文</small>	102	

〔第二表〕 笹ヶ崎村 村費による警女泊り雑用費表 (年代順)

西曆	年号	泊り雑用費	人数	一人の費用	整理番号	備考		
一八五〇	嘉永3	錢 五・四四八 貫 文	六二 人	錢 二〇〇 文	15	重兵衛、直右衛門方へ宿泊。 (三貫四八八文)(二貫文)		
一八五一	嘉永4	〆 八・一〇〇			16			
一八五二	嘉永5	〆 七・四〇〇			20		22	重兵衛方へ宿泊
一八五三	嘉永6	〆 五・四〇〇			24		25	重兵衛方へ宿泊
一八五四	安政1	〆 九・三四八			32		32	重兵衛方へ宿泊
一八五五	安政2	〆 五・八〇〇			35		35	重兵衛方へ宿泊
一八五六	安政3	〆 五・一〇〇			38		39	重兵衛方へ宿泊
一八五七	安政4	〆 七・一〇〇			41		41	重兵衛方へ宿泊
一八五八	安政5	〆 九・四〇〇			45		46	惣兵衛方へ宿泊
一八五九	安政6	〆 三・五〇〇			49		50	惣兵衛方へ宿泊
一八六〇	万延1	〆 三・二〇〇			53		54	彦左衛門、直右衛門方へ宿泊
一八六一	文久1	〆 三・九〇〇			57		59	
一八六二	文久2	〆 〇・二〇〇			64		65	彦左衛門、他方へ宿泊
一八六三	文久3	錢 三・九〇〇 貫 文			67		68	(一家)
一八六四	元治1	〆 四・八六九			73		74	源兵衛、他方へ宿泊 (一家)
一八六五	慶応1	〆 四・四〇〇			77		78	
一八六六	慶応2	〆 五・四〇〇			79		79	源兵衛、直右衛門方へ宿泊 (二貫七四八文)(二貫六四八文)
一八六七	慶応3	〆 三・〇〇〇			89		89	源兵衛、他方へ宿泊 (一家)
一八六八	明治1	〆 五五・〇〇〇			94		94	源兵衛、他方へ宿泊
一八六九	明治2	〆 三・三〇〇			94		100	庄兵衛、他一人方へ宿泊
一八七〇	明治3	〆 一四四・〇〇〇	94	104	惣兵衛、直右衛門方へ宿泊			
一八七一	明治4	〆 九四・〇〇〇	94	109	惣兵衛、他一人方へ宿泊			
一八七二	明治5	金 五・四〇 円 錢		113				

〔第三表〕江戸川区を訪れた藝女について 一之江新田・笹ヶ崎村対照表

西曆	年号	一之江新田		笹ヶ崎村	
		泊り・雑用費	備考	泊り・雑用費	備考
一八〇〇	寛政1	米六斗	〔藝女扶持二而村方三而割合申候〕		
一八二七	文化14	錢 八・〇〇〇	一株二付錢五七一文 喜右衛門、茂左衛門宅へ止宿		
一八三六	文政9	〃 六〇〇	二人分(一人五〇文) 田島圖書宅へ止宿		
一八三五	天保6		二五人分止宿、田島喜右衛門方へ		
一八三八	天保9		三三・五人分止宿、喜右衛門宅へ		
一八四三	天保14	錢 六・八〇四	四五・五人分(一人二四八文) 喜右衛門他十三家へ順泊		
一八四四	天保15		三一・五人分 喜右衛門他十二人宅へ順泊		
一八四七	弘化4	〃 八・五四八			
一八四八	嘉永1	〃 八・六二四			
一八四九	嘉永2	〃 三・二四六			
一八五〇	嘉永3			錢 五・四四八	直右衛門・重兵衛方へ止宿
一八五一	嘉永4	錢 五・二〇〇		〃 八・一〇〇	重兵衛方へ止宿
一八五二	嘉永5	〃 六・四〇〇		〃 七・四〇〇	重兵衛方へ止宿
一八五三	嘉永6	〃 七・二〇〇	一人費用(二四九文一五〇文) 喜右衛門他十二家へ順泊	〃 五・四〇〇	重兵衛方へ止宿
一八五四	安政1	〃 八・七〇〇		〃 九・三四八	重兵衛方へ止宿
一八五五	安政2			錢 五・八〇〇	重兵衛方へ止宿
一八五六	安政3	錢 九・五〇〇		〃 五・一〇〇	重兵衛方へ止宿
一八五七	安政4	〃 九・五二六		〃 七・一〇〇	惣兵衛方へ止宿
一八五八	安政5	〃 七・〇〇〇	七〇人分(一人二〇〇文宛)	〃 九・四〇〇	惣兵衛方へ止宿
一八五九	安政6	〃 六・五〇〇	六五人分(一人二〇〇文宛)	〃 三・五〇〇	
一八六〇	万延1	〃 七・七七二	六二・五人分(一人約二六文)	〃 三・二〇〇	彦左衛門・喜右衛門方へ止宿
一八六一	文久1	〃 二・三〇〇	二三人分(一人二〇〇文宛)	〃 三・五〇〇	
一八六二	文久2	〃 七・二〇〇	(二人平均一四九・五文)	〃 二〇・二〇〇	彦左衛門他一名宅へ止宿
一八六三	文久3	〃 八・二〇〇	(二人平均一四九・五文)	〃 三・九〇〇	
一八六四	元治1	〃 八・六〇〇		〃 四・八六九	源兵衛、他方へ止宿
一八六五	慶応1	〃 一・四〇〇		〃 四・四〇〇	源兵衛、直右衛門方へ止宿
一八六六	慶応2			〃 一五・四〇〇	一人錢錢二〇〇文(七七分) 源兵衛方へ止宿
一八六七	慶応3			〃 三・〇〇〇	
一八六八	明治1	錢 八・〇〇〇		〃 三・二〇〇	四四人(一人三〇〇文)
一八六九	明治2	〃 五三・六〇〇		〃 五五・〇〇〇	六七人分(一人五〇〇文) 庄兵衛、他一人方へ順泊
一八七〇	明治3	〃 五七・六〇〇	七八分(一人八〇〇文)	〃	一四四人分(一人二、〇〇〇文)
一八七一	明治4			一四四・〇〇〇	惣兵衛、直右衛門宅へ止宿
一八七二	明治5			〃 九四・〇〇〇	九四人分(一人二、〇〇〇文) 惣兵衛他一名宅へ止宿
一八七二	明治5			金 五円四〇錢	

〔第四表〕 一之江新田 警女止宿月日表 (年代順)

年	文政 9		天保 6		天保 9		天保 15		月
	(二八三六)		(二八三五)		(二八三八)		(二八四四)		
1					3人	3人			1
2			3人	3人	6人	15人	15人	15人	2
3			2人	2人	7人	24人	24人	24人	3
4			3人	3人	6人	18人	18人	18人	4
閏4					8人	22人	22人	22人	閏4
5			6人	6人					5
6			5人	5人	3人	3人	3人	3人	6
7					1人	1人	1人	1人	7
閏7			6人	6人					閏7
8									8
9									9
10							15人	15人	10
11									11
12									12
計			9日 (25人)	4日 (12人)	13日 (34.5人)	19日 (30.5人)	37日 (62.5人)		計

〔第五表〕 笹ヶ崎村 警女止宿月日表 (年代順)

年	月	明治 2 (二八六九)		明治 1 (二八六八)		嘉永 6 (二八五三)	計
	1			(3) 1 人	(3) 26 人		
	2	(5) 2 人	(2) 26 人	(3) 1 人	(3) 29 人		
	3	(12) 4 人	(3) 12 人 (3) 11 人 (2) 10 人 (4) 8 人	(12) 4 人	(4) 24 人 (3) 20 人 (3) 13 人 (2) 5 人		
	4	(9) 3 人	(2) 19 人 (5) 10 人 (2) 6 人	(2) 1 人	(2) 9 人		
	閏 4			(4) 1 人	(4) 19 人		
	5						
	6	(20) 5 人	(5) 25 人 (3) 20 人 (3) 10 人 (2) 9 人 (3) 7 人 (4) 3 人	(6) 2 人	(3) 12 人 (3) 9 人		
	7					1 19 日 200 文	
	8	(8) 3 人	(4) 26 人 (2) 9 人 (4) 5 人				
	9			(3) 1 人	(3) 23 人		
	10	(4) 1 人	(4) 13 人			1 2 日 200 文	
	11	(3) 1 人	(3) 16 人				
	12			(2) 1 人	(2) 7 人		
	計	20 日 (61 人)		12 日 (35 人)		2 (400 文)	

〔第六表〕 一之江新田 警女宿一覽表 (年度別・人数・費用)

人名	年代	文化 14	文政 9	天保 6	天保 9	天保 14	天保 15	弘化 4	嘉永 6	万延 2	文久 2	文久 3	明治 3
(田島) 喜右衛門		117文	600文 人 (12)	人 (25)	人 (33.5)	1,800文 人 (12)	人 (7.5)	2,624文 人 (17.5)	1,424文 人 (9.5)	人 (15.5)	1,424文 人 (9.5)	2,100文 人 (14)	17,200文 人 (21.5)
() 茂左衛門													
(小原) 安左衛門						372文 人 (2.5)	人 (2)	448文 人 (3)	448文 人 (3)	人 (2)	372文 人 (2.5)	372文 人 (2.5)	3,200文 人 (4)
(田島) 次郎兵衛						448文 人 (3)	人 (2.5)	448文 人 (3)	300文 人 (2)	人 (3.5)			
(小原) 茂右衛門						372文 人 (2.5)	人 (1)	300文 人 (2)	224文 人 (2)	人 (3.5)	148文 人 (1)	224文 人 (1.5)	3,600文 人 (4.5)
(小原) 重兵衛						300文 人 (2)	人 (1)	300文 人 (2)		人 (3)	148文 人 (1)	148文 人 (1)	
(田島) 万右衛門						524文 人 (3.5)	人 (1)	300文 人 (2)	148文 人 (1)	人 (5.5)	300文 人 (2)	372文 人 (2.5)	4,800文 人 (6)
(岩櫃) 庄藏						748文 人 (5)	人 (5.5)	1,200文 人 (2)	148文 人 (1)	人 (6)	300文 人 (2)	372文 人 (2.5)	5,200文 人 (6.5)
(岩櫃) 金右衛門						372文 人 (2.5)							
(推橋) 四郎左衛門						300文 人 (2)	人 (1.5)	372文 人 (2.5)	224文 人 (1.5)	人 (3.5)	224文 人 (1.5)	148文 人 (1)	2,800文 人 (3.5)
(田島) 忠左衛門						600文 人 (4)	人 (3.5)	900文 人 (6)	600文 人 (4)	人 (6)	524文 人 (3.5)	300文 人 (2)	5,600文 人 (7)
(榎本) 与左衛門						224文 人 (5)	人 (1.5)		148文 人 (1)	人 (3)	148文 人 (1)	148文 人 (1)	2,400文 人 (3)
(石川) 彦四郎						148文 人 (1)	人 (1)	672文 人 (4.5)	300文 人 (2)	人 (3)	148文 人 (1)	148文 人 (1)	3,200文 人 (4)
(田沢) 太左衛門						224文 人 (1.5)							
(田島) 定右衛門						372文 人 (2.5)	人 (2)	448文 人 (3)	224文 人 (1.5)				
(小原) 勘右衛門							人 (1.5)	300文 人 (2)	148文 人 (1)	人 (3)	372文 人 (2.5)	224文 人 (1.5)	2,800文 人 (3.5)
(岩櫃) 磯右衛門											448文 人 (3)	148文 人 (1)	
(田島) 幸之助													4,400文 人 (5)
(田島) 伝右衛門													2,400文 人 (3)

〔第七表〕 笹ヶ崎村 警女宿一覽表 (年度別・人数・費用)

人 名	年 代	嘉永3	嘉永4	嘉永5	嘉永6	安政1	安政2	安政3	安政4	安政5
(須原直左衛門)	文 貫 2,000									
(長嶋重兵衛)	文 貫 3,448	文 8,100	文 7,400	文 5,400	文 9,348	文 5,800	文 5,100			
(鈴木彦左衛門)										
(長嶋源兵衛)										
(服部庄兵衛)										
(服部惣兵衛)								文 貫 7,100	文 6,900	

(付記) この第一表〜第七表については、「江戸川区郷土資料集」第十二『警女の記録』より抜粋したものを掲載させて頂いた。

引用・参考文献

- (1) 林屋辰三郎著「庶民生活と芸能」岩波講座『日本歴史12』近世4、岩波書店、林屋辰三郎著『日本芸能史論』、『日本史論聚』、西山松之助著『近世風俗と社会』吉川弘文館、西山松之助著『江戸の芸能と文化』吉川弘文館、吉田久一著『社会福祉の日本的特質』川島書店、滝川政次郎著『日本社会史』創元社
- (2) 本居内遠著「賤者考」本居内遠集11巻、神野清一著「卑賤観の系譜」吉川弘文館
- (3) 金山正好 郷土誌「八王子に伝わっていた瞽女の巻物」・『多摩地方の民俗芸能』 p.10
- (4) 上掲書(3) p.11
- (5) 前掲書(3) p.12
- (6) 前掲書(3) p.13
- (7) 前掲書(3) p.p14～15
- (8) 高柳金芳著「江戸の大道芸」柏書房 p.148、長岡克衛 郷土誌「のの一」巫女の研究・長野県史民俗編 1巻－2 東信地方
- (9) 福島邦夫 八王子檜原郷土誌（聞き書き）「八王子・檜原に生きた瞽女」 p.p17～18
- (10) 前掲書(8) p.145
- (11) 前掲書(8) p.146
- (12) 「徳川禁令考・前集三」中の規定
- (13) 前掲書(8) p.157
- (14) 鈴木昭英「瞽女の宗教性」（『宗教民俗研究』創刊号、1991年9月） p.p 7～11
- (15) 上掲書(14) p.p 4～6、内田定夫「瞽女の記録」（江戸川区郷土資料集・12、江戸川区教育委員会） p.p 2～3
- (16) 前掲書(14) p.15